

「末広公園」への庁舎移転の検証

1. これまでの経過

- ・ 庁舎候補地の1つとして検討。
- ・ 『都市公園法』第16条第1号によって、都市公園の廃止（移転等）の可能性について研究。
- ・ 新庁舎整備の「②財政支出の抑制」、「③複合化（官民連携）」の2つの視点から、駅直結の庁舎設置の可能性について研究。

都市公園法(抄)

(昭和31年4月20日法律第79号)

(都市公園の保存)

第十六条 公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

- 一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合
- 二 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合
- 三 公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合

2. 研究による懸念される課題

① 法的ハードル【都市公園の保存について】

- ・ 都市公園の廃止は、『都市公園法』により限定的かつより高い公益上理由が必要。
- ・ また、代替公園については、同規模、同機能が必要。

② 市としての計画性【都市計画の考え方について】

- ・ 長期的視点で都市のあり方を、住民や学識者の意見を聞き、審議会で答申を得たもの。
- ・ 末広公園が開設してまだ12年しかたっていないなか、まちづくりの方針の転換は、誰もが納得できる客観的な理由が必要。

③ 補助金の返還【末広公園の事業費について】

- ・ 事業費総額36億7,300万円のうち、国費約10億円の補助が投入。
- ・ 耐用年数までに、用途を変更・廃止した場合は、補助金返還について『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』で規定。
- ・ 庁舎整備費用、代替公園整備費用に加え補助金返還費用が必要となる。



- 本年4月に発生した熊本地震の事例からも、庁舎整備は喫緊の課題。新庁舎整備の3つの視点を重視しつつも、早急に整備方針を固める必要。
- 末広公園については、上記課題の解決に、想定していたよりもかなりの調整と時間が必要。(大阪府からも助言あり)
- このため、「末広公園」は庁舎移転の候補地から削除をお願いしたい。